第四十二号の二十三の五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

（新設）

建築基準法第18条第40項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第　　号
年　月　日

指定確認検査機関　　様

特定行政庁　　印

貴職から報告を受けた下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第18条第38項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名
２．仮使用認定通知書番号　　第　　号
３．仮使用認定通知書交付年月日　　年　月　日
４．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
５．仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（理由）

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類） **第十六条の二の三**　法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。 一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書並びに同法第十八条第二項及び第四項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項並びに同法第十八条第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の確認済証 二　建築基準法第七条第五項並びに同法第十八条第二十二項及び第二十六項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の検査済証 三～六　（略）	（法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類） **第十六条の二の三**　法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。 一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項及び同法第十八条第三項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の確認済証 二　建築基準法第七条第五項及び同法第十八条第十八項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の検査済証 三～六　（略）